平成２０年（フ）第４３４号
兵庫県宝塚市栄町３丁目10番12号　エスリード宝塚1213号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目18番８号　エトワール武庫之荘101号
破産者　平田　敏則
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４５２号
兵庫県宝塚市小浜４丁目３番７号、前住所兵庫県加東市秋津1983番地160
破産者　大月　　章
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４号
大阪府箕面市半町３丁目16番27号、前住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目11番９号
破産者　関　　良明
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１８号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目５番２号
破産者　月出　宏之
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１６９号
兵庫県伊丹市昆陽７丁目106番地３
破産者　加藤　直喜
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１９２号
兵庫県宝塚市高司１丁目７番18号
破産者　久保　英子
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目10番地の３　東園田マンション201、前住所大阪府豊中市本町２丁目３番36号
破産者　鈴木　光雄
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３６号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目６番９号
破産者　重松　　明
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第５５号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地
破産者　川畑ますみ
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成１９年（フ）第１４２２号
熊本県山鹿市藤井1000番地
破産者　中田　勝則
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第５２８号
開始決定時の住所北海道深川市４条３番10号
破産者　瀬川千恵子
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６６号
青森県下北郡大間町大字奥戸字館ノ上11番地４
破産者　岡村　たち
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０５号
茨城県龍ケ崎市長沖町1625番地
破産者　齊賀　安造
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
神奈川県座間市緑ヶ丘１丁目10番５号　グリーンハイム102号
破産者　植木　繁雄
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０６号
静岡県袋井市鷲巣376番地の15、前住所静岡県袋井市葵町１丁目２番地の14
破産者　菅沼　隆男
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１３５４号
京都府宇治市宇治妙楽49番地、住民票上の住所京都府宇治市宇治妙楽162番地　アドリーム宇治601号
破産者　松井　　眞
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第６３２号
和歌山市北島183番地
破産者　宮崎商店こと　中村　泰秀
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係